大正十五年八月制定

職工就業規則

第壹章　總則

第壹條　本規則は職工雇入の際之を交附し且つ之れを掲示す

第貳條　職工の扶助規則其他諸氣候定する規則等は其都度之を掲示す

第參條　職工は本規則を遵守し且つ係員の指揮を受け誠実に其職務に勵むべし

第四條　當場に雇傭中は許可なくして他工場の業務に從事することを得ず又濫りに退職することを得ず

第五條　職工の資格を定むること左の如し

（一）定傭工　（二）試傭工　（三）臨時工

第六條　職工の種類は目立工、帶鋸工、竪鋸工、横切工、製函工、潤仲仕、雜役夫等とす

第貳章　傭入

第七條　新に傭入る職工は年齢拾四歳以上又は義務教育を終了したる者とす

第八條　職工志願者は履歴書、戸籍謄本及身分證明書を差出すべし

第九條　職工志願者は始め試傭工として採用し詮衡の上適當と認めたる者は定傭工として之れを採用す

第拾條　定傭工に採用せらるゝ者は別に定むる誓約書を提出すべし誓約書記載の事項に變更を生じたる時は遅滞なく屆出づべし

第參章　勤務

第拾壹條　職工の勤怠を證明するため勤工簿を交附す

勤工簿は大切に保存し萬一紛失したる時は再交附料金拾錢を徴し勤怠原簿に依り之を再製交附す

第拾貳條　職工は遅くも始業拾分前迄に通用門より入場し入門の際は勤工簿を提出し姓名札を所定の場所に掲げ退出の際は姓名札を返戻し勤工簿を受取る可し

前項の手續を怠りたるものは缺勤したるものと見做すことあるべし

第拾參條　職工は始業合圖と共に直ちに就業すべし

第拾四條　遅刻者は事務所に申告し遅刻通知書を受取り係員に示し業務に就くべし

第拾五條　病氣其の他止むを得ざる事由の爲め早退するものは係員より出門許可證を受取り事務所に示し退出すべし

第拾六條　缺勤者は其事由を具したる缺勤屆を差出すべし

正當の事由にあらざる缺勤屆は無居と見做す

第拾七條　左の各號の一に該當するものは入場を許さず

但し第四號に該當するものは情狀に依り特に許可することあるべし

（一）酒氣を含めるもの

（二）酒類、火器、兵器其他工場内に携帶すべからざるものを携帶するもの

（三）工場法施行規則第八條所掲の疾病に罹りたるもの

（四）參拾分以上遅刻したるもの

（五）産後五週日を經過せざるもの

第拾八條　機械、器具其の他物品を紛失又は毀損したるときは速かに係員に屆出づべし不注意又は故意を以て毀損したるときは其代價を償はしむべし

第拾九條　就業中秩序を紊し風儀を害し又は怠業に渉り若くは其持ち場を離れ又は他人の業務を妨くることを得ず

第貳拾條　就業中は他人を工場内に誘引又は立入らしむることを得ず

第貳拾壹條　外來者との面會は休憩時間外は之れを爲すことを得ず

但し止を得ざる事情ある場合に於て係員の許可を受けたる時は此限りに在らず

第四章　就業、休憩、公休日

第貳拾貳條　就業時間は午前七時より午後五時參拾分迄とす

但し季節又は作業の都合に依り變更することあるべし

第貳拾參條　業務の都合に依り定時間外早出、残業、又は公休日等に出勤を命ずることあるべし

此の場合に在りては本規則第五章に定めたる所に從ひ手當を給す

第貳拾四條　休憩時間左の如し

食休憩時間は正午より參拾分とす

残業時の休憩時間は左の如し

（イ）豐時間以上に渉るとき　午後六時より　拾分

（ロ）貳時間以上に渉るとき　同　上　貳拾分

（ハ）午後九時以後は參時間毎に　〃　貳拾分

但し圓鋸工及其所屬雜役工に限り午前九時參拾分及午後參時より各拾五分間休憩を與ふ

第貳拾五條　食事は休憩時間（參拾分）中所定の場所に於て之れを爲すべし

第貳拾六條　公休日は左の如し

但し業務の都合に依り之を變更することあるべし